○○○○施設売買契約書（畜産特定補助リース）

　　売主　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下｢甲｣という。）と買主公益財団法人畜産近代化リース協会理事長　　　　　　（以下「乙」という。）とは、乙が別添明細書に記載された借受者に貸付けする施設の売買に関し、公益財団法人畜産近代化リース協会業務方法書（以下「業務方法書」という。）、公益財団法人畜産近代化リース協会業務方法書実施要領及び公益財団法人畜産近代化リース協会畜産特定補助リース実施要領の規定によるほか、下記の条項により契約する。

記

（目的物とその価額）

第１条　乙が甲から買い入れる目的物とその価額は、別添[明細書](#_Hlk303955624)によるものとする。

（目的物の納入先と納入期限）

第２条　目的物の納入先と納入期限は、別添[明細書](#_Hlk303955624)に定めるとおりとし、納入期限までに目的物の検収・受渡しが完了しなければならない。

（貸付施設の標示）

第３条　甲は、当該物件に係る別添明細書の「協会の標示（リース番号）」に記載されている標示を付するものとする。

（検収の立会い）

第４条　甲は、乙から当該物件の貸付けを受ける者が乙の委任又は再委任を受けて実施する検収に立ち会うものとし、検収に合格しなかった物件については、速やかに代替品を納入し、再検収を受けなければならない。

（所有権の移転）

第５条　目的物の所有権は、前条の乙の委任又は再委任を受けて実施される検収に係る検収調書及び受渡書に所定の関係者が記名押印した時点をもって、甲から乙へ移転するものとする。

２　所有権の移転後において、乙から当該物件の貸付けを受けた者が甲に対し、その物件の取替えを要求した場合、甲は乙の了承を得ないでこれに応じてはならない。

（売買代金の支払）

第６条　乙は、次に掲げる書類等を添えた甲の売買代金の請求書を受理した日から40日を経過した後の最初の支払日（15日又は月の末日とする。）に、甲に代金を支払うものとする。

　(1) 貸付けを受ける者が乙の委託又は再委託を受けて実施する検収に係る検収調書

(2) 受渡書

(3) 納入物件のカラー写真１式（別添明細書の協会の標示（リース番号）、補助事業に係る標示（ステッカー）及び製造番号・車両番号を写し込んだものを含む。）

(4)　振込銀行名、預金の種類、口座番号及び口座名を明記した書類

(5) 乙を所有者とする車両の自動車検査証の写し（道路運送車両法に基づく自動車検査証を受けている車両の場合に限る。）

 (6) 標識交付申請書又は標識交付証明書の写し（市町村長交付の標識を受けている車両の場合に限る。）

（品質の保証等）

第７条　甲は、第1条の目的物が別添明細書どおりの性能を有すること及び隠れた瑕疵のないことを乙に保証するものとし、また当該物件の貸付期間中におけるアフターサービスについて、甲は誠意をもって実施するものとする。

（知的財産権を侵害するものでないことの保証）

第８条　甲は、第1条の目的物がいかなる特許権その他の知的財産権をも侵害していないことを乙に対して保証する。万一、同条の目的物の貸付けその他の行為により乙に費用が生ずることとなった場合には、甲がその全額を負担するものとする。

（反社会的勢力の排除）

第９条　甲及び乙は、それぞれ双方に対し、次の各号の事項を確約するものとする。

(1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに　準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと。

(2) 自らの役員が反社会的勢力ではないこと。

(3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

(4) 当該物件の引渡し及び売買代金の全額の支払のいずれもが終了するまでの間に、自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。

　　①　相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

　　②　偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

２　甲又は乙の一方について、前項のいずれかに反した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、この契約を解約することができる。この場合、解約により、甲又は乙に損害が生じても、相手方は損害賠償の責めを一切負わないものとする。

（危険負担）

第１０条　甲は、目的物の所有権が乙に移転するまでは、当該物件の危険を負担するものとする。

（契約違反等）

第１１条　目的物の納入が第2条に定める期限よりも遅延したとき、又は損害賠償金の支払その他乙に対して負担する債務の支払につきその履行を遅延したときは、甲は乙に対しその遅延した部分の価額について、国税に係る延滞税に適用されている割合で算定された遅延賠償金を支払うものとする。

２　乙の甲に対する売買代金の支払が第5条に定める期日よりも遅延した場合には、乙は甲に対し、前項の割合で算定された遅延賠償金を支払うものとする。

３　その他本契約の条項に当事者の一方が違反したときは、相手方は本契約を解除することができる。

　　上記契約を証するため本契約書2通を作成し、各自記名押印し、各1通を保有する。

　　　令和　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　（売主）　　甲

　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

住　所　東京都港区六本木２丁目１番１３号

（買主）　　乙

氏　名　公益財団法人畜産近代化リース協会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長　　　　　　　　　　㊞

明　　細　　書

借受者名

目的物とその価額及び納入先と納入期限

